第三百三十三条第一項	この法律又は
第三百三十三条第一項第十二号	及び第二百七十二条の十八において
第三百三十三条第一項第三十号	第二百七十二条の十一第二項
第三百三十三条第一項第三十一号	第二百七十二条の十三第二項及び
第三百三十三条第一項第三十六号	及び第二百七十二条の十八において
第三百三十三条第一項第三十七号	第百九十九条において
第三百三十三条第一項第三十八号	及び第二百七十二条の十八において
第三百三十三条第一項第三十九号	及び第二百七十二条の十八において
第三百三十三条第一項第四十号	第二百七十条において
第三百三十三条第一項第四十一号	第百二十三条第二項（第二百七条において
第三百三十三条第一項第四十三号	第二百七十二条の二十一第一項
第三百三十三条第一項第四十四号	第百三十一条

この法律（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）又は	この法律又は
、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において	及び第二百七十二条の十八において
第二百七十二条の十一第二項（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）	第二百七十二条の十一第二項
第二百七十二条の十三第二項及び平成十七年改正法附則第四条第一項	第二百七十二条の十三第二項及び
、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において	及び第二百七十二条の十八において
第百九十九条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において	第百九十九条において
第百十八条第二項各号	同項各号
、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において	及び第二百七十二条の十八において
第百二十条第三項	同項
、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において	及び第二百七十二条の十八において
第百三十二条第一項（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）	第百三十二条第一項
第二百七条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において	第二百七条において
第百二十三条第二項（第二百七条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において	第百二十三条第二項（第二百七条において
第二百七十二条の二十一第一項（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）	第二百七十二条の二十一第一項
第百三十一条（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）	第百三十一条

3　認可特定保険業者が前二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により附則第二条第一項の認可を取り消され、又は当該認可特定保険業者の理事若しくは監事の解任を命ぜられた場合における新保険業法第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項及び第二百七十二条の三十七第一項の規定の適用については、新保険業法第二百七十二条の四第一項第十号ハ中「若しくは第三百七条第一項」とあるのは「第三百七条第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第四条第一項において準用する第百三十三条若しくは第二百七十二条の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された」と、「その会社」とあるのは「その法人」と、「若しくは監査役」とあるのは「、監査役、理事若しくは監事」と、同号ホ中「第百三十三条」とあるのは「第百三十三条（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）」と、「若しくは監査役、第二百五条」とあるのは「、監査役、理事若しくは監事、第二百五条」と、新保険業法第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ(1)中「若しくは第三百七条第一項」とあるのは「第二百七条第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する第百三十三条若しくは第二百七十二条の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された」と、同号ハ中「第二百七十二条の四第一項第十号イ」とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の四第一項第十号イ」と、新保険業法第二百七十二条の三十七第一項第三号中「第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ」とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ」とする。

4　認可特定保険業者は、子会社を保有してはならない。ただし、行政庁が、認可特定保険業者による子会社の保有について、当該認可特定保険業者の行う特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に資するものと認めて、これを承認したときは、この限りでない。

5　前項の「子会社」とは、法人がその総株主等の議決権（新保険業法第二条第十一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。

6　認可特定保険業者は、特定保険業（これに附帯する業務及び保険代理業（第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二条の十一第一項に規定する保険代理業をいう。）を含む。次項において同じ。）に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならない。

7　認可特定保険業者は、特定保険業に係る会計に関し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。
一　特定保険業に係る会計から他の業務に係る会計へ資金を運用すること。
二　特定保険業に係る会計に属する資産を担保に供して他の業務に係る会計に属する資金を調達すること。
三　前二号に掲げるもののほか、特定保険業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがある行為として主務省令で定める行為を行うこと。

8　認可特定保険業者の目的、事務所（特定保険業に係る業務を行うものに限る。）の所在地その他特定保険業に関する事項に係る定款の変更についての社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

9　行政庁は、前項の認可の申請があった場合において、当該認可の申請に係る定款の変更後に行う特定保険業が、当該定款の変更前に行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。

10　行政庁は、認可特定保険業者に係る次に掲げる額を用いて、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準として保険金等（保険金、返戻金その他の給付金をいう。）の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。
一　基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条に規定する基金をいう。第十九項において同じ。）、準備金その他の主務省令で定めるものの額の合計額
二　引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額

11　新保険業法第二編第七章第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。